静岡県選挙管理委員会告示第15号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成29年4月24日

静岡県選挙管理委員会委員長 立 石 健 二

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 62,126
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 488,282
- 3 静岡県議会議員の選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区		選 挙 区	選挙区
下田市•賀茂郡	19, 640	富 士 市 70,109	掛 川 市 31,695
伊 東 市	20, 570	富 士 宮 市 36,974	袋井市・森町 28,242
熱 海 市	11, 341	静岡市葵区 71,986	磐 田 市 45,714
伊 豆 市	9, 338	静岡市駿河区 58,703	浜松市中区 65,023
伊豆の国市	13, 944	静岡市清水区 68,282	浜松市東区 34,971
函 南 町	10, 779	焼 津 市 38,670	浜松市西区 30,363
三 島 市	30, 971	藤 枝 市 40,549	浜松市南区 27,796
清水町・長泉町	20, 111	牧之原市・吉田町 20,748	浜松市北区 25,915
裾 野 市	14, 406	島田市・川根本町 29,992	浜松市浜北区 26,249
御殿場市・小山町	29, 421	御 前 崎 市 9,135	浜松市天竜区 8,997
沼 津 市	56, 104	菊 川 市 12,509	湖 西 市 16,180